

藤枝市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市消防団員（以下「団員」という。）の確保及び加入を促進し、地域防災力の充実強化を図るために、車両総重量3.5t以上7.5t未満の運転に必要な準中型自動車運転免許（以下「準中型免許」という。）を取得する消防団員に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、団員とは、藤枝市消防団条例（平成7年条例第12号）第3条の規定により任用されている者をいう。

(補助の交付対象者及び額)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号すべてに該当する団員とする。

- (1) 平成29年3月12日以降に普通自動車運転免許を取得した団員
- (2) 藤枝市消防団長が推薦する団員
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）を卒業し、当該年度内に準中型免許を取得しようとする団員
- (4) 2年以上在職する団員

2 補助金の額は、教習所において準中型免許取得のために要する入学金、技能教習料、学科教習料、証明写真、適性検査料、修了検定料、仮免許試験手数料、仮免許交付手数料、卒業検定料その他市長が認める経費の3分の2以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 推薦書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 教習所の教習費用等の見積書
- (4) 普通自動車運転免許証の写し

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)を交付する。

(補助金交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を附するものとする。

(1) 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く。)をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得した資格については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(変更の承認申請)

第7条 補助事業者は前条第1号及び第2号に該当する事情が生じたときは、変更承認申請書(様式第5号)に変更事業計画書(様式第3号)を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める日までに、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収書等の写し

(2) 取得した準中型免許証の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を精査し、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知

するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過する日までに、請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第9条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。